

普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準

この基準は、市有財産の取得、処分並びに貸付け等に関する事務処理要領（以下、「要領」という。）第6条に規定する普通財産貸付料の算定について、必要な事項を定める。

第1節 土地（農地を除く。）及び建物の貸付料

1 基準貸付料年額の算定は、次のとおりとする。（計算方法）

ただし、要領第14条の減額貸付けの規定を適用するものについては、減額後の算定額を基準貸付料年額とする。

貸付区分 種別		A	B	C
		昭和37年度以前から貸付けているもの	昭和38年度以降に新規貸付けをしたもののうち、貸付経過期間が10年以上のもの	貸付経過期間が10年未満のもの及び今後新規貸付けをするもの（一時使用含む。）
土地	住宅用又は非営利用	使用する日の属する年度の前年分の1㎡あたりの相続税課税標準価格× 1.30/100 ×使用面積	使用する日の属する年度の前年分の1㎡あたりの相続税課税標準価格× 1.55/100 ×使用面積	使用する日の属する年度の前年分の1㎡あたりの相続税課税標準価格× 1.75/100 ×使用面積
	営利用	使用する日の属する年度の前年分の1㎡あたりの相続税課税標準価格× 1.85/100 ×使用面積	使用する日の属する年度の前年分の1㎡あたりの相続税課税標準価格× 2.35/100 ×使用面積	使用する日の属する年度の前年分の1㎡あたりの相続税課税標準価格× 3.05/100 ×使用面積
建物		前年度の4月1日現在の1㎡あたりの建物評価額× 12/100 ×使用面積	前年度の4月1日現在の1㎡あたりの建物評価額× 12/100 ×使用面積	前年度の4月1日現在の1㎡あたりの建物評価額× 12/100 ×使用面積

（1）住宅用とは、生活の本拠としての住宅等の敷地の用に供する場合をいう。

（2）非営利用とは、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供する場合をいう。

（3）営利用とは、前各号以外の用に供する場合をいう。

2 電柱等の貸付料

電柱、地下埋設物、架空の工作物等（以下「電柱等」という。）を設置する場合の貸付料は次のとおりとする。

（1）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が電柱等を設置する場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令

- 第75号)別表第1に規定する額に相当する額とする。
- (2)電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が電柱等を設置する場合は、前号と同様の取扱いとする。
- (3)前2号に規定するもの以外の場合の貸付料は、浜松市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第49号)別表に規定する額に相当する額とする。

3 調整措置

貸付料の改定にあたっては、次の各号に定める調整措置を行なうことができる。ただし、電柱等の貸付料については、適用しない。

- (1)基準貸付料年額が前年度貸付料年額を超える場合において、その比率が1.05倍を超えるときは別表1により調整措置を行うことができる。
- (2)基準貸付料年額が前年度貸付料年額未満である場合において、その比率が0.95倍未満のときは別表2により調整措置を行うことができる。

ただし、貸付けの相手方が、国又は他の地方公共団体若しくは独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第2条に規定する独立行政法人の場合において、要領第14条の減額貸付けの規定が適用されているものについては、次のとおりとする。

ア 減額前の基準貸付料年額(以下「減額前基準貸付料年額」という。)が前年度貸付料年額未満である場合において、その比率が0.95倍未満のときは別表2により調整措置を行うことができるものとする。この場合において、別表2のただし書き中「基準貸付料」は「減額前基準貸付料」と読み替えるものとする。

イ 前年度貸付料年額が基準貸付料年額以上で、且つ減額前基準貸付料年額以下の場合、前年度貸付料をもって第1年次から第3年次までの期間の各年次の貸付料年額とする。

別表1

第1年次貸付料	前年度貸付料×1.05
第2年次貸付料	第1年次貸付料×1.05
第3年次貸付料	第2年次貸付料×1.05
ただし、第2年次以降において引き上げた貸付料が基準貸付料を超えるときは、基準貸付料に留める。	

別表2

第1年次貸付料	前年度貸付料×0.95
第2年次貸付料	第1年次貸付料×0.95
第3年次貸付料	第2年次貸付料×0.95
ただし、第2年次以降において引き下げた貸付料が基準貸付料未満となるときは、基準貸付料に留める。	

第2節 農地の貸付料

農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定により、その土地の属する農地の区分につき定められている小作料の標準額に比準して算定した額をもって、貸

付料年額とする。

第3節 特別措置

この基準により処理することが適当でないと認められる特別の事情がある場合には、別の貸付料を定めることができる。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。